青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和2年12月14日(月) 14時00分~15時10分

2 会 場

県庁南棟2階中会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、西川委員、山口委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員 商工政策課 菅課長他2名

4 議事の概要

- (1) 議題1 前回(令和2年9月14日)の議事概要及び届出状況等について 事務局から、前回の審議概要及び届出状況等について報告し、議事概要として了承さ れた。
- (2) 議題2 届出案件について
- ■【スーパーセンタートライアルおいらせ店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、道路対向地等での再予測の結果、全ての地点で基準値を下回っていること、また、店舗と直近住居との距離等からも、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
- ・交通については、現状の道路利用状況等から、当該店舗が出店することで周辺交通環境に大きな影響を与えることは考えにくい。
- ・身障者用駐車スペースについては、配慮事項として「路面標示を実施する」旨の記載 があるが、設置者に対し、その他の対応案についても検討するよう促しても良いので はないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に幼稚園、小学校、中学校 があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき 生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者に

よる利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。

4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【スーパードラッグアサヒ青森中央店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果が全ての地点で基準値を下回っていることから、周辺環境への影響は小 さいと考えられる。
- ・身障者用駐車スペースについては、従業員による巡回点検を実施することとしており、 配慮がなされている。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 騒音予測結果においては、全ての地点で基準値を下回る結果となっているが、周辺 住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に幼稚園、小学校、中学校、 高等学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【カブセンター弘前店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

・比較的混雑している店舗であるが、車輌での入退店において、特段問題点はないこと、 新規駐車場を設置しない場合でも指針による必要収容台数を上回っていること等か ら、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 騒音予測結果においては、全ての地点で基準値を下回る結果となっているが、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校、中学校 があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。